

公立大学法人新見公立大学 年度計画（25年度）

I. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

1) 教育内容

新見公立大学及び新見公立短期大学（以下「大学」という。）の教育理念及び教育目的・教育目標を達成するため、大学は下記の科目区分により、学則に定める授業科目を設定する。

【新見公立大学】

新見公立大学の教育理念及び教育目的・教育目標を達成するため、次のように看護学部看護学科の教育内容を定める。

科目区分は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野とする。

・基礎分野

「人間と文化」、「人間と社会」、「自然と情報」、「人間と言語」及び「スポーツ」の5つの領域を設定する。

・専門基礎分野

「人間と社会と医療」、「生命のしくみ」及び「健康障害と医療」の3つの領域を設定する。

・専門分野

「基礎看護学」、「臨床看護学」、「地域看護学」及び「看護の探求と発展」の4つの領域を設定する。

【新見公立短期大学】

新見公立短期大学の教育理念及び教育目的・教育目標を達成するため、次のように各学科の教育内容を定める。

a) 幼児教育学科

科目区分は、教養科目・基礎分野、専門教育科目及び実習とする。

b) 地域福祉学科

科目区分は、基礎科目、専門教育科目及び実習とする。

(1) 教養教育

① 教育課程

a 合同ガイダンスを実施し、教育目標・教育目的に沿った履修指導を行う。学科別ガイダンスを実施し、各学科の教育課程の特徴を説明し、各科目でそれぞれの教員が履修への動機付けを引き続き行う。

b 初年次教育を充実し、各学科の教育課程の特長を踏まえ、教養教育と専門科目の充実を図る。

c 理論的思考能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション等を養成し、卒業研究の充実を引き続き図る。

d 看護学部及び地域福祉学科で、「基礎ゼミナール」を開講し、大学生として必要とされる基礎的な学習のスキルを育成するため、少人数のゼミ形式を実施する。自主性やコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力が高まる教育方法を検討

する。

② 外国語教育

- a 昨年度、教養委員会が全学生に対して実施した、外国語教育についてのアンケート結果を分析し、可能なことを実現化する。
- b 図書館内の英語多読教材の蔵書数を増やし、学生の意欲的な取り組みを推進する。
- c 昨年度看護学部で開講した「英語論文講読入門」の反省、学生評価、自己評価などを踏まえ、効果的な授業実践を行う。
- d 国際的な視野を持つ人材を育成するため、海外短期研修等を推進する。看護学部で開講する「国際交流活動」に学生がより熱心に参加できる体制を作る。

③ 情報教育

- a 各学科学生の情報処理に関する知識及び技能、各専門領域のニーズに適した情報教育を引き続き行う。情報関連科目において、情報化の進展の中で今後重要性が増すとみられる情報モラル教育にも取り組む。
- b 改築された新本館内及び教室内にパソコンを必要台数設置する。ネットワーク環境を整備し、学生の情報環境の充実を図る。

④ 実施体制

- a 教養教育委員会において大学・短期大学で検討すべき課題を抽出し、引き続き改善策を探る。
- b 教養教育委員会において、大学・短期大学での教養教育の実施体制及び教養教育を充実させる方法等について継続して検討し、実現を図る。
- c 山陽新聞社との包括的連携協力の活用促進を図る。

(2) 専門教育

① 新見公立大学

- a 看護学部看護学科
 - a) 完成年度を迎え、4年生までの全学年がそろい、すべての科目が開講となる。教育目的に沿って効果的にカリキュラムを進行する。
 - b) 3年生から4年生の臨地実習がスムーズに実施できるよう、指導担当教員は実習先と密接に連携を図り、学生の実習効果が最大限に生かされる環境調整を行う。
 - c) 「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を学生が主体的に創造的に取り組めるよう、各領域のゼミ担当教員との連携を強化し、質の高い研究発表ができるよう指導する。
 - d) 卒業年度になる学生については、担任、就職委員を中心にキャリア支援を行い、就職・進学支援を適切に実施する。
 - e) 看護師・保健師国家試験の合格に向けて支援体制を整え、全員の合格を目指す。
 - f) 教育の質向上に向け、学部内の研修研究への取り組みを継続する。

② 新見公立短期大学

- a 看護学科
平成23年度をもって閉学
- b 幼児教育学科
 - a) 講義、演習、実習を複合的に学び、幼児を取り巻く様相から発生する諸問題を分析できるスキルを習得する。実技系科目において、適切な自己課題を設定して、

それを達成する態度を養う。

- b) 学内での学習内容を保育実習や教育実習で有効に実践できるよう、実習の事前事後の指導体制を充実する。定期的に実習担当者の連絡会を開催する。
- c) 表現発表会や音楽会などにおいて個々の責任を全うし、互いに協調して遂行できる指導を行い、保育者としての資質を養う。
- d) 「にいみ子育てカレッジ」の子育てひろばやボランティア活動に参加し、地域における子育てと教育の現況を理解する。主体的に保育及び教育環境の向上に取り組む態度を養う。

c 地域福祉学科

- a) 高齢者・障害者施設での実習内容を毎日記録することにより、学習成果を自己評価できる力を身に付ける。
- b) 地域社会における介護福祉の実践的取り組みを体験し、学生と地域高齢者との相互交流を行い、介護福祉の役割を考える。
- c) 実習指導者と連携を深めるために介護実習指導者会議を開催し、介護実習の充実と実習環境の更なる改善に努める。
- d) カリキュラム再編成後の教育効果を評価するとともに、医療的ケア科目のカリキュラム追加の検討を行う。
- e) 介護福祉士国家試験対策の検討を行う。
- f) 初年次教育の更なる充実を図る。
- d) 介護及び介護に必要な福祉や文化の本質を理解する能力を養うために、生活文化を視点にした教育及び地域福祉研究の指導の充実を図る。

d 地域看護学専攻科

平成24年度をもって閉学

2) 教育の実施体制

(1) 教育組織の整備

- a 教育の実施体制を教育研究審議会で学長のリーダーシップのもと、全学的視点で引き続き検討する。
- b 大学・短期大学の教育実施体制のあり方、両大学の教員の連携等を引き続き検討する。
- c 教員間の教育力を引き上げ、必要な助言・指導を実施できる体制を維持する。
- d 大学及び短期大学として、適切な教育を実施するため、全体的な視野に立った弾力的な教員組織を引き続き検討する。

(2) 教育の質の改善及び向上

- a シラバスについて、全科目で到達目標を明記し、終了後の達成状況の確認を行い、教育方法に活用する。内容について、改善を引き続き検討する。
- b 授業改善のため、引き続きFD集会での研修を継続する。外部の講師等の授業を参観し、そのノウハウを研修する機会を設ける。
- c 学生の授業評価が、適切かつ具体的に授業の改善につながるよう授業評価シートの改善を行う。

(3) 教育評価システムの確立

- a 成績評価については、シラバスに授業科目の「評価方法」を詳細に明記する。学生に周知徹底するため、学年当初及びガイダンス実施時に説明する。GPA（評価制度）を活用した評価方法について説明を行う。実習等の科目は、実習先の指導者と教員が指導・助言を行う。実習終了後にまとめを行い、学生にフィードバックし、学習目標の達成に努める。
- b GPA（評価制度）の評価が低い学生に対しては、定期試験後に確認し、個別指導等により、継続的な学習支援を行う。
- c 成績評価基準と授業目的・学習到達目標の明確化に努め、より適正な成績評価を引き続き行う。
- d 学生による授業評価等の結果を適切に授業にフィードバックできる方策を検討する。

(4) 教育環境の整備及び充実

- a 各学科の講義室・実習室・ゼミ室の学習環境の充実を図る。
- b 各学科の専門性に沿った学術書、特に新刊書の充実を図る。オリエンテーション、文献ガイダンス等を強化し、継続的に図書館の利用促進を図る。文献情報データベース類の研究を行い、学生の情報検索の充実を図る。学生図書委員を活用した図書館活動の充実を図る。図書館を利用する学生の利便を高めるため、電磁ゲート導入について検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

1) 研究内容

(1) 研究活動の充実

- a 大学における研究教育活動の方針を検討する。
- b 大学学部・短期大学各学科の特性に応じ、地域及び社会に貢献できる研究領域を引き続き検討する。
- c 4年制大学は将来の大学院設置に向け、短期大学は4年制大学化を見据えて、科学研究費補助金等の外部資金等を積極的に申請する。研究業績を蓄積するとともに、研究の充実を図る。

(2) 研究成果を社会に還元

- a 紀要編集委員会で、各教員の研究成果を大学の紀要に掲載する。紀要に掲載された研究成果の電子化及びホームページでの公開を継続して検討する。
- b 年報委員会で、各教員の教育研究活動及び社会活動等の実績を年報に掲載する。文字書式フォントや段組み文字数、行数などを統一し、データの電子化に努める。

2) 研究の実施体制

(1) 実施体制

- a 大学の研究費は、教員の個人研究費の傾斜配分・課題募集方式の配分を継続し、地域の実情に沿ったプロジェクト研究、学部・学科を横断する複数の教員による先進的な共同研究、若手の研究を支援する。
- b 教員と補助職員の確保と配置を適切に行う。
- c 大学院設置を見込み、研究設備・備品等の研究環境の整備に努める。学内全体の研究環境の問題点を調査し、改善に努める。

- d 「科学研究費補助金」の申請件数を増やすため、申請や採択の状況に応じて個人研究費の査定へ反映させる。事務局の積極的な支援体制を整える。
- (2) 研究の質の向上
- a・b 研究費等の配分を受けるなど、優れた評価の研究は、教員間で情報を共有する。
 - c 研究倫理審査員委員会で、申請者に対して倫理審査を行い研究倫理の質の向上を図る。
- 3 学生の確保及び支援に関する目標を達成するための措置
- 1) 優秀な学生の確保
- (1) 学生の確保の基本方針
- a アドミッションポリシー(入学者受入方針)・ディプロマポリシー(卒業認定・学位授与に関する方針)等を公表する。内容を検討し、必要な更新を行う。入試委員会で、募集要項の記載内容をよりわかりやすく改訂する。大学ホームページの入試情報に関する内容の充実を図る。入試関連出版社等と提携し、大学のPRや特長を分かりやすく広報する。
 - b 授業料減免制度について、公平で効果的な運用を研究・実施する。奨学金制度について、学外の諸団体との連携を図り、引き続いて調査研究を行う。
 - c 大学において、推薦入試で地域優先選抜枠を実施する。短期大学において、県が実施する場合には職業訓練事業を学生募集状況を勘案して受託し、職業経験を有する社会人学生を受け入れる。
- (2) 入試改革の実施
- a 入学生の成績追跡調査等を実施することで、入学試験制度の結果を検証し、今後の改善のための資料とする。
 - b 大学学部・短期大学各学科等の効果的な選抜方法を実現するため、応募者・受験者・合格者の情報を分析し、各学科の学生募集に努める。短期大学では、新たな学生選抜について研究する。
 - c 入試委員会等で、大学学部・短期大学各学科等の入試日程・入試科目・入試方法などの検討を継続して実施し、より多くの優秀な受験生を確保する。厳正で円滑な運営を行うための入試実施体制の強化を図る。
 - d 入試委員会で、募集要項の記載内容をよりわかりやすく改訂する。大学ホームページの入試情報に関する内容充実を図る。入試関連出版社等と提携し、大学のPRや特長を分かりやすく広報する。
- (3) 広報
- a 大学・短期大学の特色を生かし、大規模大学とは違う直接的な方法で、広報活動を展開する。
 - b 大学案内と短期大学案内を別冊として発行し、効果等を検証する。在学生による母校訪問、教職員の進学ガイダンス等への参加は引き続き積極的に推進する。第2回オープンキャンパスを大学と短期大学で別日程で行い、効果等を検証する。
 - c 大学案内・短期大学案内、ホームページ等を充実し、新たなメディアでの広報にも着手する。

- d 広報部に広報専門員を加え、さらに充実した広報活動を展開する。
- (4) 高校との連携
- a 高校訪問、高校生対象の進学ガイダンス等への積極的な参加を通じて、高校生の進学・就職動向を見極め、大学の広報宣伝を推進する。
 - b 大学・短期大学で、高校訪問についてさらに検討し、効果的に実施する。
 - c 大学において、県内の高校教員を対象とする説明会を実施する。
- 2) 学生への支援
- (1) 学習支援
- a 大学学部・短期大学各学科等で、専任教員全員による学習支援業務の体制を検討する。大学学部・短期大学各学科で、担任制を採用する。継続して、教務委員・学務課・担任と組織的な支援体制を整備する。
 - b 学生の出席及び成績等の状況を的確に把握し、長期欠席者等が出た場合の対策を大学の学部・短期大学各学科等で行い、支援策を検討する。
 - c オフィスアワー（学生から相談を受けるための教員待機時間）について、今後も、学内専用ページに掲載し、学生に周知する。
 - d 4年制大学設置に伴い、教育目標に沿った教育を行うため、少人数制による教育を実施する。新カリキュラムで導入される保健師選択課程の準備を引き続き行う。国家試験に向けた学習支援として、補講・模擬試験等を行う。
- (2) 生活支援
- a 学生の健康診断を実施し、学生生活を有意義に過ごせるよう対応する。新設の保健室・カウンセリング室を活用し、健康相談やメンタルケアを充実し、学生が利用しやすい体制を整備する。学生による保健委員会を発足し、健康増進に向けた学生の主体的な啓蒙活動を支援する。
 - b 新入生に対するオリエンテーションにおいて、交通安全、防犯、キャンパス・ハラスメント等に対する内容をより充実させる。より一層細やかな指導を行い、学生生活を継続的に指導し周知を図る。
 - c 学友会等学生が自主運営する団体との対話の場を設け、団体運営を継続的に支援する。
 - d 授業料減免及び徴収猶予の適切な運用と奨学金制度の充実を研究することによって、経済的事情により修学困難な学生に対し支援を行う。制度の周知に努める。
 - e 専門家による講演会を開催し、就職・防犯・インターネットの安全な利用・交通安全・薬物乱用の防止、その他社会生活上重要な事項に関する知識の周知を強化する。
- (3) 進路支援
- a 入学当初から進路相談等を実施し、就職や進学などの進路選択、資格取得についての情報提供を行い、学生の進路意識の高揚を図る。
 - b 学内LANによる求人・進学の情報提供を継続し、求人資料等が閲覧できるシステムの整備を検討する。
 - c キャリア支援室の機能の充実を図り、支援体制を強化する。
 - d 「卒業生と語る会」を開催し、卒業生から進路選択、就職活動、卒業後のキャリ

アアップ等の体験談を聞くことにより、学生の就職及び進学を支援する。

e 希望進路に進めるようキャリア支援を強化する。就職希望者の就職率100%を目指す。

f 「就職合同説明会」等外部機関と連携したセミナーを引き続き実施する。

4 地域社会との連携及び貢献に関する目標を達成するための措置

1) 地域との連携及び貢献

(1) 教育研究成果の地域還元

a 本学の専門性を生かし、「子育て」「高齢者」「地域医療」の側面から受講対象者の幅拡大を図るとともに「健康づくり」「地域づくり」を考える公開講座を開催する。

b 地域における現職の看護、介護及び幼児教育従事者の知識や技術の向上のため、スキルアップに関する研修などを積極的に実施する。

(2) 地域との連携推進

a 市の各種審議会・委員会等に積極的に参画し、政策立案等に貢献する。地域との交流の機会を通して連携推進を図る。

b 市と連携し、表現発表会等を地域の子どもたちに向けて発信する。

c 地域志向の教育、研究、社会貢献を全学的に推進するCOC事業に積極的に取り組む。

d 同窓会との連携を強化し、各支部組織の設立を支援する。

(3) 教育機関との連携推進

a 他大学、他機関との教育研究の連携を促進する。

b 小・中・高等学校からの教育実践上の相談及び教員の派遣等の要請に的確に応える体制を今後とも継続する。

c 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校を対象とした地域交流教室の企画を検討する。

2) 国際交流及び国際貢献の推進

a 希望者対象に実施しているアメリカ及びオーストラリアへの海外研修制度の充実のため、ニューヨーク州立大学及びメルボルン・ランゲージ・センターと密接な連絡をとり、内容の充実に努める。

b 開発途上国の国際貢献活動の実践を学ぶ機会のカンボジア会の活動の活性化を図る。

c 地域の国際交流団体等が主催する国際親善活動などを通して、地域に在住する外国語指導助手（ALT）及び留学生や訪問者との国際交流の益々の推進を図る。

d 学生の自主的な海外渡航について奨励し、引き続き報告の機会を設けるよう努める。

II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の目標を達成するための措置

1) 運営体制の強化

a 常勤理事（学内理事）は、現行体制を継続し、理事長の大学運営を補佐する。

- b 非常勤理事及び経営審議会の学外委員との連携を図り、積極的に外部の意見を取り入れる。
 - c 第2期中期計画、年度計画の策定に取り組む。
 - d 学内の専門委員会の相互の連携と活用により、効果的な運営を図る。
- 2) 学内資源の効果的配分
- a 理事長裁量枠による教員研究費の配分を引き続き行うことにより、学内資源を有効に活用する。
 - b 研究費の傾斜配分を継続し、教員の研究意欲の高揚を図る。
- 3) 学外有識者の登用
- a 学外の有識者や専門家を経営、教育研究、社会貢献分野から理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用し、経営のノウハウと教育研究上の専門的知見等を大学運営に生かす。
 - b 理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員の学外者を通じて、社会のニーズを大学に伝えるとともに、あらゆる機会に大学の活動や成果を社会に発信してもらう。
- 2 人事の適正化の目標を達成するための措置
- 1) 人事制度
- a 全教員に対する裁量労働制により、弾力的な勤務による職務の効果的、効率的な執行を確保する。
 - b 職員兼業規程に基づき、教員の積極的な学外活動を支援する。
 - c 教員の学外研修について、他大学の状況を調査し、研修制度を整備する。
- 2) 評価制度
- a・b 教員に対する評価制度について、大学の教育、研究、社会貢献活動及び組織運営全般を対象とした評価項目、評価基準、評価手法など他大学等の調査を行い、教員の意識、意欲及び能力の向上に資する教員業績評価制度の導入を検討する。
 - c 事務職員に対する評価制度について、他大学等の状況を調査する。派遣職員については、新見市の評価制度を準用する。
- 3) 人材の確保
- a 4年制大学設置に伴う教員採用計画に基づき採用を行い、職員定数及び人件費を適正に管理する。
 - b 職員の採用は、公募制を原則とし、性別、国籍等にとらわれない能力本位の選考を行う。
 - c 特任教員及び客員教授は、高度な専門性を有する人材に登用する。
 - d 事務職員の専門性の向上及び活性化を図るため、各種研修会に参加するとともに、学内の研修会を計画する。
 - e 事務職員は、当面、市からの派遣とし、事務局強化が図られるようプロパー職員について検討する。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 事務等の効率化及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1) 業務運営の効率化
 - a 効率的な大学運営を図るため、引き続き事務局組織の構成を検討・対応していく。
 - b 一括発注や指名競争入札及び一般競争入札により経費抑制を図る。
 - c 事務の効率化及び教職員の節約意識の高揚を図り、管理的経費の節減に努める。特に節電への啓発を行う。
 - d 大学院設置を見込み、規程等の抜本的な改正を行い、業務経費の削減を行う。
- 2) 事務の合理化等
 - a 事務の整理統合や決裁手続を引き続き検討する。
 - b 各種様式等について、大学のホームページに掲載し、学内ネットワークの有効な利用により、事務の効率化を図る。
 - c 定期的に事務体制を点検し、その結果を効果的に業務の遂行に活用する。
- 3) 職員の意識改革
 - a 光熱水費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等の管理的経費について、具体的な削減割合を設定し、経費の抑制に努める。
 - b 事務の効率化を図るため、外部委託等の導入を推進する。
 - c 本館・体育館のランニングコスト削減に努める。
- 2 外部資金及びその他自己収入の獲得に関する目標を達成するための措置
 - 1) 外部資金の獲得
 - a 教員は、科学研究費等の情報収集に努め、積極的に申請する。
 - b 企業や自治体との共同研究及び受託研究を模索し、積極的に取り組む。大学の学部・短期大学各学科等は全学的な取り組みとして支援する。
 - c 科学研究費等の情報収集を強化する。事務職員と教員が連携して積極的な申請に努める。
 - 2) その他自己収入の獲得
 - a 授業料等の滞納者には随時、催告を行い、収入の確保に努める。
 - 3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置
 - 1) 資産の適正管理
 - a 授業料等学生納付金や運営費交付金、研究資金等について、債権管理規程等に従い、適正に管理する。
 - b 法人の土地、施設、設備等の固定資産について、固定資産管理規程に従い、適正に維持管理する。
 - 2) 資産の有効活用

法人の土地、施設、設備等の固定資産貸付規程及び固定資産使用料規程に従い、有効活用を図る。

IV. 教育研究及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 自己点検及び自己評価の充実に関する目標を達成するための措置
 - 1) 自己点検及び自己評価の実施
 - a 年度計画の実施状況について、大学の評価委員会において自己点検、評価を実施

する。

- b 評価委員会における自己点検評価を新見市地方独立行政法人評価委員会に示し、外部評価を受ける。

2) 評価結果の活用

- a 第三者評価による評価結果は、大学のホームページ等で引き続き公開する。
- b 評価結果で明らかになった課題は、改善計画を策定し実施する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- a 情報公開規程及び個人情報保護規程等の適正な運用を図る。
- b 法人の運営や大学の活動状況について、各種メディアへ発表を行う。情報システム管理委員会は、広報部と連携し、ホームページへの掲載等により、市民、学生及び受験生等へ情報を公表する。学報編集委員会で学報の充実を、年報委員会で年報の充実を図り、情報公開に努める。
- c 論文等の成果物は、図書館で公開し、閲覧する。
- d 大学のホームページに中期計画等の法人情報を掲載し、わかりやすい公開に努める。
- e 学内行事や学生及び職員の活動について、メディアへの積極的な情報提供及び印刷物等の作成により、広報及び公開に努める。

V. その他業務運営改善に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備及び活用に関する目標を達成するための措置

- a 現状施設の問題点を調査及び整理し、大学の将来像を見据えて長期的な整備計画を策定し、法人の設立者と協議する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- a 職員安全衛生管理規程に基づき、衛生委員会のもとで実施する。
- b 化学物質等について、施錠できる保管庫を設置し、受払簿等で管理する。
- c 健康相談窓口及び苦情相談窓口を設置し、保健委員会と安全衛生委員会が連携して実施する。
- d 日常点検と総合点検を行い、大学の施設、設備の危険箇所の早期発見及び安全性の維持に努める。
- e 防災、防犯対策マニュアル、災害時対応マニュアルを学生及び全職員に周知徹底する。入学ガイダンス等で防犯についても周知する。

VI. 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII. 短期借入金の限度額

- 1 限度額 1億円
- 2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることを想定する。

VIII. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

IX. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

X. 新見市地方独立行政法人法施行規則（平成20年規則第16号）で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

2 中期目標の期間を越える債務負担

なし

3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別紙

1 予算（平成25年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	
補助金等収入	478,016
自己収入	0
授業料、入学料等及び検定料収入	251,139
雑収入	249,248
受託研究等収入及び寄付金収入	1,891
目的積立金取崩	3,000
	14,523
計	746,678
支出	
業務費	
教育研究経費	686,933
人件費	103,069
一般管理費	583,864
受託研究等経費及び寄付金事業費等	56,745
	3,000
計	746,678

（運営費交付金の算定方法）

運営費交付金は、平成24年度交付額に係数を乗じて、特殊要因額を追加した額である。

（目的積立金取崩の考え方）

平成25年度の特種要因経費に充当する。

2 収支計画（平成25年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
費用の部	742,089
經常費用	742,089
業務費	673,752
教育研究経費	86,888
受託研究費等経費	3,000
役員人件費	26,433
教員人件費	463,856
事務職員人件費	93,575
一般管理費	65,590
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2,747
臨時損失	0
収入の部	727,566
經常収益	727,566
運営費交付金収益	470,680
補助金等収益	0
授業料収益	193,405
入学金等収益	49,460
検定料収益	6,383
受託研究等収益	3,000
寄付金収益	0
財務収益	1
雑益	1,890
資産見返運営費交付金等戻入	1,527
資産見返補助金等戻入	1,000
資産見返物品受贈額戻入	220
臨時利益	0
純利益	△14,523
目的積立金取崩	14,523
総利益	0

3 資金計画（平成25年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金支出	753,977
業務活動による支出	739,341
投資活動による支出	7,336
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	7,300
資金収入	753,977
業務活動による収入	732,154
運営費交付金による収入	478,016
授業料、入学金等及び検定料による収入	249,248
受託研究等収入	3,000
補助金等収入	0
寄付金収入	0
その他の収入	1,890
投資活動による収入	1
施設費による収入	0
その他収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	21,822